



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1285	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 1
1286	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " )..... 1
1287	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 2
1288	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 3
1289	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 4
1290	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 4

## 告 示

### 和歌山県告示第1285号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年11月26日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成26年9月26日

#### 2 名称

特定非営利活動法人和歌山カジノエンターテイメント研究会

#### 3 代表者の氏名

水野孝治

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市本町四丁目62 本町ワールドビル3F

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して、新観光産業である総合型リゾート施設の広報・啓発活動を行い、総合型リゾート施設を誘致し、雇用促進及び産業創出に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1286号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年12月1日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成26年10月1日

## 2 名称

特定非営利活動法人子育てサポート山の子

## 3 代表者の氏名

前中清敏

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市北長田546番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童、障害児とその親を対象に、保育、地域の子育て支援、障害児への支援などに関する事業を行い、もって地域社会に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1287号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Ice Acid」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Solar」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Rasta」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「DOG BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「aura Drip II」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Chill X Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Heart Shot BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Heart Shot RED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「KING FLOWER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「お香12」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「お香13」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「お香14」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「お香15」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Arisa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Trip」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「蛙54」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼55」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「象64」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「AL37」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「AP31」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM SPIRaL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成26年10月21日

## 和歌山県告示第1288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ツルハドラッグ和歌山木ノ本店  
和歌山県和歌山市木ノ本261番地の8 外

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第681号

## 3 意見の概要

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組む、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (2) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。  
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
- (3) 建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (5) 来店客ピーク時の道路混雑状況をみながら、場合によっては交通指導員を配置し混雑緩和に努めてください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年10月21日から同年11月21日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1289号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年10月7日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成26年11月4日まで縦覧に供する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第2号	田辺市中辺路町温川字西高774外14筆

## 和歌山県告示第1290号

平成26年和歌山県告示第1047号（以下「告示第1047号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年10月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 所在が不分明である通知の相手方

伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬581

門戸倫子

伊都郡かつらぎ町大字花園新子29

上西常松

伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬630-1

坪井清重

## 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1047号のとおり